

# おしらせ版

平成26年3月21日号  
No.184



発行 安中市役所  
編集 総務部秘書課  
☎ 027-382-1111  
市役所ホームページ  
http://www.city.annaka.gunma.jp

表記を省略して表示しています。【本】=本庁舎 【松】=松井田庁舎 【谷】=谷津庁舎 【ク】=碓氷川クリーンセンター 【ス】=スポーツセンター

## 第20回歩く健康づくり大会参加者募集

### アプトの道(旧熊ノ平駅・めがね橋)ウォーキング

いきいき松井田推進グループ・健康ネットワーク青空会および市の三者で、市民の健康づくりを進めるためのウォーキング大会を開催します。

今回は、「アプトの道」を歩きます。ご家族・お友達を誘って、みんなで健康づくりを進めましょう。

【日時】5月17日(土)午前9時～正午(予定)

【集合場所】「碓氷峠くつろぎの郷」駐車場(松井田町坂本)

※集合地の駐車場は施設利用者用です。指定場所以外のご利用はご遠慮ください。

【定員】100人(先着順 定員になり次第締切)

【参加費】50円(損害保険料)

※中止の場合でも返却はできません。

【コース】くつろぎの郷駐車場 ↓めがね橋 ↓旧熊ノ平駅 ↓めがね橋 ↓くつろぎの郷駐車場 (約6.6km・120分を歩きます)

【その他】往路(スタート) ↓旧熊ノ平駅は集団歩行、復路(旧熊ノ平駅 ↓ゴール)は個別歩行の予定です。

※本大会は手軽なウォーキングで健康づくりを進めていただくための体験事業ですので、文化財などの説明・見学はありません。

【申込先】本健康づくり課保健指導係  
【松】保健福祉課健康介護係

※3月25日(火)～4月22日(火)の間(土・日・祝日を除く)に、専用申込書(担当課などに配置)に必要事項(氏名・住所・年齢・電話番号)をご記入のうえ、参加費を添えてお申し込みください。

※当日申し込みでの参加はできません。

【問合せ】本健康づくり課保健指導係(☎内線1173)

※「詳細ご案内」は、申込時にお渡しします。

## 恵みの湯の「熟年特別割引券」を発行します

「恵みの湯」が利用できる「熟年特別割引券」を発行します。

希望する対象者の皆さんは直接発行窓口にて交付を受けてください。

【対象者】本市に住民登録がある70歳以上の人

※平成26年度中に70歳へ到達する人は、誕生日以降に申請してください。

### 【割引内容】

通常入館料500円(3時間以内)のところ、割引券により200円で入館できます

### 【割引巻】

有効期限内に利用回数が12回まで使えるスタンプ式カード

※1人に年間1枚を交付(再交付や追加交付はできません) ※割引券の使用は、本人のみに限ります。

【有効期間】平成26年4月1日～平成27年3月31日

【発行開始日】

平成26年4月1日

【発行窓口】

恵みの湯フロント

【本】介護高齢課高齢者対策係

【松】保健福祉課健康介護係

## 4月の市民課休日窓口

【と き】4月6日(日)・20日(日)  
【時 間】午前8時30分～正午  
【場 所】【本】市民課  
【業務内容】○住民票の写しの発行  
○戸籍謄本・抄本の発行  
○印鑑証明書の発行  
○その他市民課取り扱いの各種証明書の発行  
※毎週水曜日は午後7時まで窓口延長しています。

※本人または家族の人が自分の印鑑を持ってお越しください。  
(窓口が休館日または閉庁日には発行できません)  
【問合せ】  
恵みの湯 ☎385-1126  
【本】介護高齢課高齢者対策係  
(☎内線1182)  
【松】保健福祉課健康介護係  
(☎内線2152)  
※「峠の湯」につきましては、当分の間休業いたします。

## 国民健康保険の加入・脱退手続きを忘れずに

国民健康保険に加入している人が就職して職場の社会保険に加入したときや、退職などで社会保険をやめたり、扶養から外れたりして国民健康保険に加入するときは、14日以内に届け出をしてください。

届け出が遅れると国民健康保険と社会保険の二重加入になったり、どちらの保険にも未加入になったりします。未加入期間がある場合は、さかのぼって国民健康保険に加入することになり、国民健康保険税もさかのぼって課税されます。

### 【国民健康保険の届け出】

届け出が必要なとき		必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書、印かん、身分証明書（写真付き）
	職場の健康保険をやめたとき または、扶養家族からはずれたとき	社会保険離脱証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	印かん、母子健康手帳
やめるとき	他の市町村に転出するとき	国民健康保険証、印かん
	職場の健康保険に入ったとき または、扶養家族になったとき	国民健康保険証、印かん、 加入した職場の健康保険証
	死亡したとき	国民健康保険証、印かん、 葬祭費振込口座のわかるもの
それ以外（変更・再交付など）	住所、世帯主、氏名などがかわったとき	国民健康保険証、印かん、 身分証明書（写真付き）
	退職者医療制度に該当したとき	国民健康保険証、年金証書、印かん
	保険証を紛失したとき	印かん、身分証明書（写真付き）
	修学のため他の市町村に住むとき	在学証明書、国民健康保険証、印かん、 身分証明書（写真付き）

※上記手続きには年金手帳が必要となる場合がありますので、併せてご持参ください。

### 【退職者医療制度】

会社などを退職して国民健康保険に加入し、年金の受給権がある65歳未満の人とその被扶養者は、退職者医療制度で診療を受けることになります。

退職者医療制度でかかる医療費は、自己負担額・国民健康保険税・勤めていた職場の健康保険からの拠出金で賄われています。退職者医療制度が適正に適用されないと、退職者以外の一般の国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、保険財政を圧迫することになりますので、該当する人は届け出をお願いします。なお、退職者医療制度に加入しても、自己負担額や国民健康保険税率は一般の国民健康保険と同じです。

#### ◆対象者

会社などを退職して国民健康保険に加入し、厚生年金や共済年金を受けている65歳未満の人で、年金加入期間が20年以上ある人、または40歳以降での加入期間が10年以上ある人

#### ◆被扶養者になれる人

退職被保険者と同居し、退職被保険者の収入によって生計を維持している人（3親等以内の親族）

※60歳未満のご家族は年収が130万円未満、60歳以上のご家族は年収が180万円未満の人に限りです。

（障害のある人は年齢にかかわらず年収180万円未満の人となります。）

【問合せ】 本 国保年金課国保係（☎内線 1113）・松 住民課税務保険係（☎内線 2160）

## 国民健康保険被保険者で70歳～75歳未満の人の 医療費自己負担割合と高齢受給者証について

国民健康保険の被保険者で所得区分が現役並み所得者以外の人のうち、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人は、誕生月の翌月（1日生まれの人は誕生月）から医療費の自己負担割合が2割となります。誕生月（1日生まれの人は前月）の下旬に「高齢受給者証」を郵送交付します。

また、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人は、75歳に達するまでは引き続き1割負担となります。

現役並み所得者については、3割負担のまま変更はありません。

既に「高齢受給者証」の交付を受けている人で自己負担割合が1割の人には、記載事項を変更した新しい「高齢受給者証」を3月下旬に郵送交付します。郵送交付を受けた人は、今まで使用していた「高齢受給者証」を〔本〕国保年金課または〔松〕住民課へ返却するか、返却できない場合には各自で責任を持って破棄してください。

70歳～75歳未満の国民健康保険被保険者の自己負担割合

所得区分	生年月日	自己負担割合
現役並み所得者以外	昭和19年4月1日以前生まれの人	1割
	昭和19年4月2日以降生まれの人	2割
現役並み所得者 （70歳～75歳未満で住民税課税所得145万円以上の の国保被保険者が同一世帯にいる人（一部例外あり））		3割

※詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】〔本〕国保年金課国保係（内線1113）・〔松〕住民課税務保険係（内線2160）

## 税理士会高崎支部による無料税務相談所開設のお知らせ

関東信越税理士会高崎支部では下記の要領にて無料税務相談所を開設いたします。高崎支部の税理士が税金に関する相談に応じます。どうぞご利用ください。

〔本〕2階第1相談室		〔松〕基幹集落センター1階研修室	
4月9日(水)	時間はいずれも 午後1時～4時（要予約）	8月5日(火)	時間はいずれも 午後1時～4時（要予約）
5月7日(水)		10月7日(火)	
6月4日(水)		12月9日(火)	
7月2日(水)			
8月6日(水)			
9月3日(水)			
10月8日(水)			
11月5日(水)			
12月3日(水)			

※どちらの会場もご予約のうえお出かけください。  
※予約が入っていない場合は当日でも受け付けます。

**【予約・問合せ】**

- 〔本〕税務課諸税証明係（☎内線1061）
- 〔松〕住民課税務保険係（☎内線2161）

## 大雪による農林業用施設の被害報告について

平成26年2月14～15日の大雪による農林業用施設の被害について、状況把握のため調査を行っています。「農林業用施設雪害被害報告書」を未提出の被災農家の人は、ご提出をお願いします。

◎報告対象：農林業用施設

◎提出先：松農林課または各地区公民館（※JA組合員はJAへも提出できます）

◎提出期限：平成26年3月31日（月）

◎報告書の様式：市ホームページまたは下記までお問い合わせください。

※被害状況について、角度を変えて複数枚の写真を撮っておいてください。また、復旧・再建・倒壊施設の撤去などに係る見積書・請求書・作業記録などを保存しておいてください（被災施設の再建に関わる補助制度を受けられる場合には必要となります）。

【問合せ】松農林課農政係（☎内線2612）

## 放射線量・放射性物質の測定について

### ◎サーベイメーターによる空間放射線量の測定について

安中市では、市役所本庁を始め、松井田支所、小学校、中学校、保育園、幼稚園、公民館、市有施設などで放射線量の測定を行っております。

安中市役所本庁と松井田支所以外の測定結果につきましては、下記までお問い合わせください。

【測定機器】(株)堀場製作所 環境放射線モニタ Radi (PA-1000)

【測定高】地表より100cm (単位 マイクロシーベルト/時間)

測定月日	2月28日(金)	3月3日(月)	3月5日(水)	3月7日(金)
測定地				
安中市役所本庁	0.061	0.080	0.066	0.073
松井田庁舎	0.067	0.090	0.080	0.080

※測定値は簡易測定のため、参考値となります。

※環境推進課では空間線量計の貸出と、食品に含まれる放射性物質検査を行っております。

貸出や検査を希望される人は環境推進課までお問い合わせください。

### ◎水道水の放射性物質の測定について

平成24年10月以降は、厚生労働省の通知に基づき、定期の検査を3カ月に1回実施しています。（ただし、久保井戸浄水場の原水については毎月検査を実施しています。）今後の測定結果につきましては該当月の「おしらせ版あんなか」21日号に掲載いたします。

安中市の水道水は安全が確保されており、安心してご使用いただけます。(単位 ベクレル/kg)

採水日	採水場所	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
2月26日(水)	久保井戸浄水場(原水)	不検出	不検出	不検出

※検出限界は各物質とも1ベクレル/kg以下です。

※測定は外部測定機関に委託して行っております。

【問合せ】空間放射線量に関すること…ク環境推進課環境衛生係(☎内線1882)または

松地域振興課管理係(☎内線2114)

上水道に関すること…谷上水道工務課工事係(☎内線3121)

【申込み・問合せ】くつろぎの郷（☎380・4180）

※画材をお持ちの皆さんはご持参ください。

【定員】15人（小学4年生以下は保護者同伴）

【参加費】無料

【講師】小賀坂みさき先生（デザイナー・イラストレーター）

【場所】くつろぎの郷「多目的教室」（松井田町坂本1258）

【日時】4月20日（日）午前10時～正午

### 風景絵手紙教室開催のお知らせ

### 4月の無料法律相談

とき	時間	場所
4日（金）	午後1時～4時	☑第1相談室
18日（金）		

※要予約（予約状況によっては翌月以降になることがあります）  
 【予約・問合せ】☑法制課法務係（☎内線1043）

### 4月の行政相談

とき	時間	場所
3日（木）	午前9時～正午	☑第2相談室
7日（月）	午後1時30分～4時	☑第5会議室
17日（木）	午前9時～正午	☑第2相談室

※予約の必要はありません。直接会場へお越しください。  
 【問合せ】☑法制課行政相談係（☎内線1041）

## 法務省専門職員（人間科学）採用試験

人事院・法務省では、少年院および少年鑑別所の職員として非行少年の処遇に携わる「法務教官及び矯正心理専門職」の採用試験の受験者を下記のとおり募集しておりますのでお知らせします。

#### 【受験資格】

- 昭和59年4月2日～平成5年4月1日生まれの人
- 平成5年4月2日以降生まれの人で次に掲げる人
  - 大学を卒業した人および平成27年3月までに大学を卒業する見込みの人並びに人事院がこれらの人と同等の資格があると認める人
  - 短期大学または高等専門学校を卒業した人および平成27年3月までに短期大学または高等専門学校を卒業する見込みの人並びに人事院がこれらの人と同等の資格があると認める人

【受付期間】4月1日（火）～14日（月）〔受信有効〕インターネットでの申込が原則です。

〔<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>〕

※郵送または持参の場合4月1日（火）・2日（水）〔郵送の場合は4月2日（水）必着〕

（東京矯正管区 〒330-9723 さいたま市中央区新都心合同庁舎2号館13階）

【第一次試験】6月8日（日）

【問合せ】榛名女子学園（☎0279-54-3232）

# 4月の健康ガイド

【問合せ】

☎健康づくり課保健指導係  
(☎内線 1174)

☎保健福祉課健康介護係  
(☎内線 2151)

## ◆乳幼児健診◆

	安中市保健センター		松井田保健センター		持ち物
	と き	該 当 児	と き	該 当 児	
	【受付】午後1時～2時 【地区】安中・原市・磯部・東横野・岩野谷・板鼻・秋間・後閑		【受付】午後1時15分～1時45分 【地区】松井田・臼井・坂本・西横野・九十九・細野		
4か月児健診	24日(木)	平成25年12月生	16日(水)	平成25年12月生	母子手帳 子育て応援シート
8か月児健診	17日(木)	平成25年8月生	16日(水)	平成25年8月生	母子手帳
1歳6か月児健診	10日(木)	平成24年9月生	来月の健診になります。(隔月の実施)		母子手帳 歯ブラシ
3歳児健診	3日(木)	平成23年3月生	15日(火)	平成23年3・4月生	母子手帳 子育て支援ファイル 3歳児健診セット 歯ブラシ
	市内全地区対象				持ち物
	と き	該 当 児	受 付	会 場	
1歳児 すくすく相談	22日(火)	平成25年4月生	午前10時 ～10時30分	松井田保健センター	母子手帳 歯ブラシ
2歳児歯科健診	23日(水)	平成24年4月生	午後1時～2時	安中市保健センター	母子手帳 歯ブラシ
2歳6か月児 歯科健診	22日(火)	平成23年10月生	午後1時15分 ～1時45分	松井田保健センター	母子手帳 子育て支援ファイル 歯ブラシ

水ぼうそうなどの感染が疑われる湿疹や発熱のある場合は、主治医と相談し次回にお受けください。  
 到着順で受付を行います。事前に番号札はできませんので、ご了承ください。  
 8か月児健診では図書館ボランティアによるブックスタート・読み聞かせがあります。  
 該当する日程・会場以外で受診される場合は、事前にご連絡ください。

## 4月の休日当番医

4月	内 科	外 科
6日 日	公立碓氷病院 ☎385 - 8221	松井田病院 ☎393 - 1301
13日 日	みやぐち医院 ☎384 - 1126	正田病院 ☎382 - 1123
20日 日	櫻井内科医院 ☎385 - 8551	公立碓氷病院 ☎385 - 8221
27日 日	田口医院 ☎393 - 1731	いわい中央クリニック ☎381 - 2201 ※午後7時以降は 須藤病院 ☎382 - 3131
29日 火・祝	アミヤ医院 ☎385 - 1511	須藤病院 ☎382 - 3131

※公立碓氷病院、須藤病院、正田病院、松井田病院以外の内科の当番医は、診療時間が午前9時から午後6時までです。午後6時以降は、外科の当番医で受診してください。